

自分の考え方として・・・

- ・柵が2本までなら身体拘束ではない
- ・壁がベッドについている事はあまり気にした事がなかった
- ・居室構造上仕方ないと思っていた

これらは身体拘束にあたらないと思っていた・・・

国で定められた基準として・・・

- ・ベッドは両サイドから乗り降り出来るスペースが確保されている事
- ・ベッドには柵を使用しない事

これらの条件を満たしていないと・・・

身体拘束ですよ！

しかし・・・

- ・この方にはベッド柵が必要
- ・この方にはこのベッド環境、位置がいい

こんな時には・・・？？？

検討を行う事

- ・その方にとってベッド柵が本当に必要なのか？
又それはなぜ必要なのか？（根拠）
- ・その方にとって本当にこのベッド位置でなくてはいけないのか？
又なぜこのベッド位置でなくてはいけないのか？（根拠）

きちんとした根拠を持ち、検討した事をきちんと記録に残す事！

さらに・・・

検討した事を誰に聞かれても皆が同じ説明をしっかりと出来る事！！！が大切

運営指導終了後に

主査の方々より・・・

全体的に身体拘束に対しての意識、実践が薄い様に感じる。

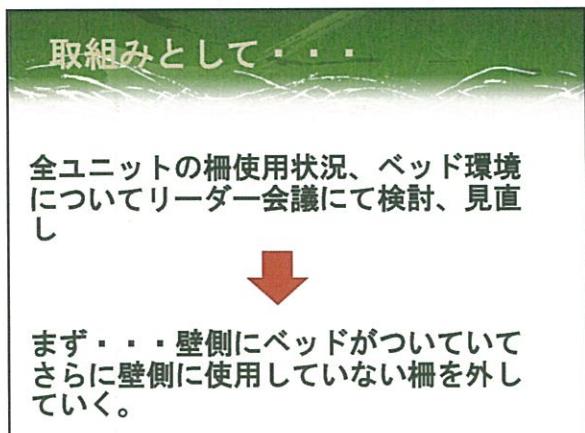
ベッド柵やベッド位置等を含めて身体拘束について検討を行う必要がある

取組みとして・・・

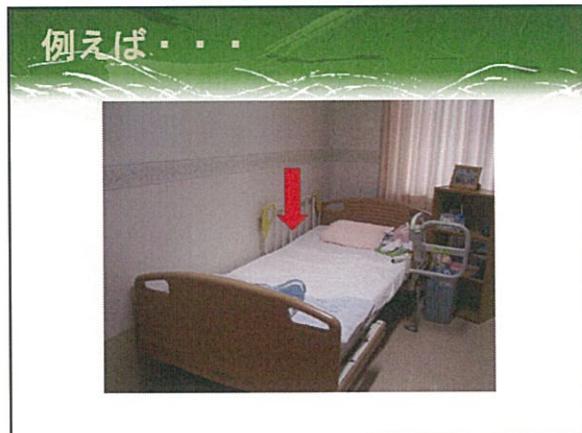
全ユニットの柵使用状況、ベッド環境についてリーダー会議にて検討、見直し

↓

まず・・・壁側にベッドがついていてさらに壁側に使用していない柵を外していく。



例えば・・・



例えば・・・



大切な事して。

ルールに乗っ取って仕事を行う事

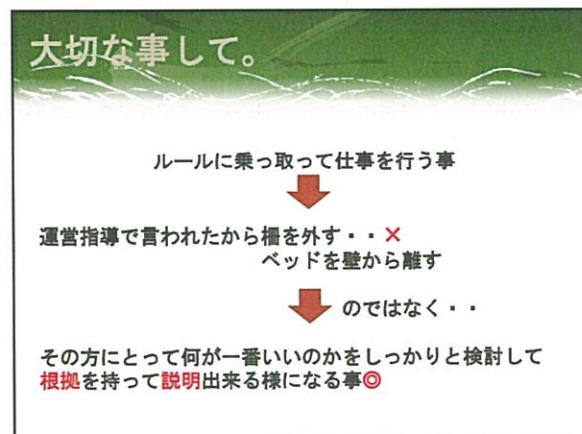
↓

運営指導で言わされたから柵を外す・・X
ベッドを壁から離す

↓

のではなく・・

その方にとて何が一番いいのかをしっかりと検討して
根拠を持って**説明**出来る様になる事◎

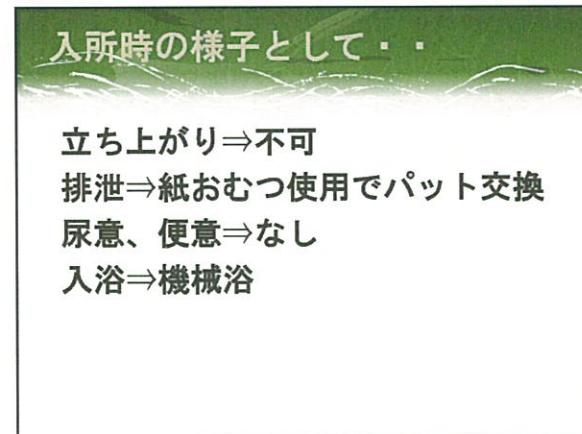


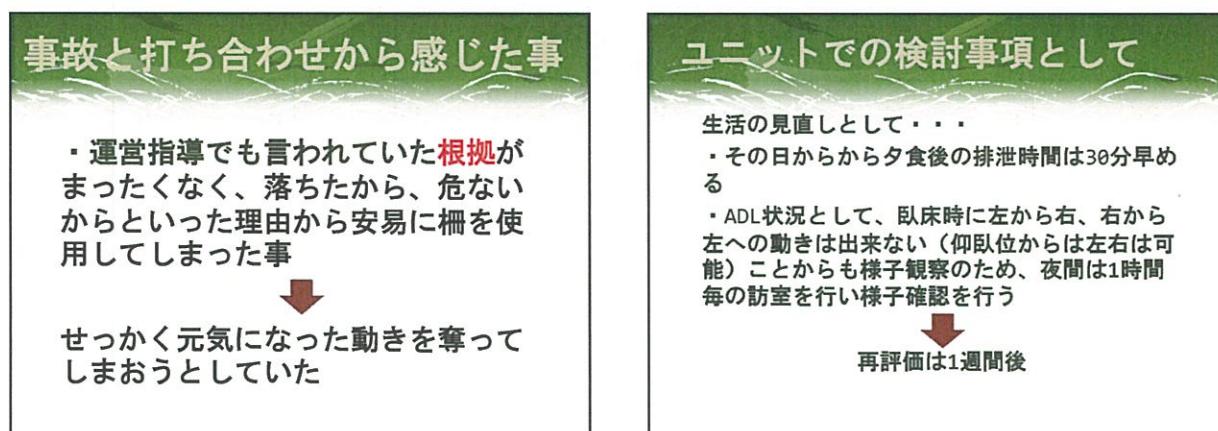
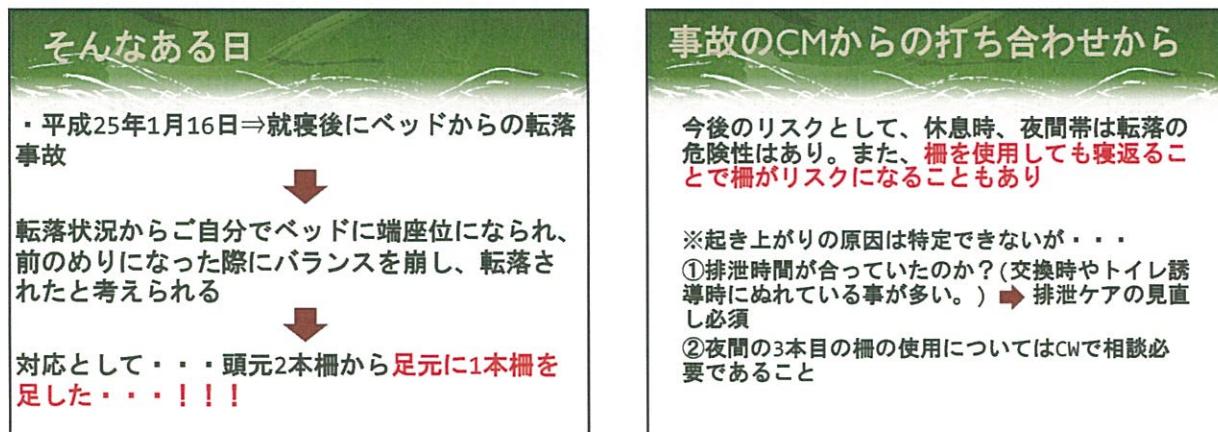
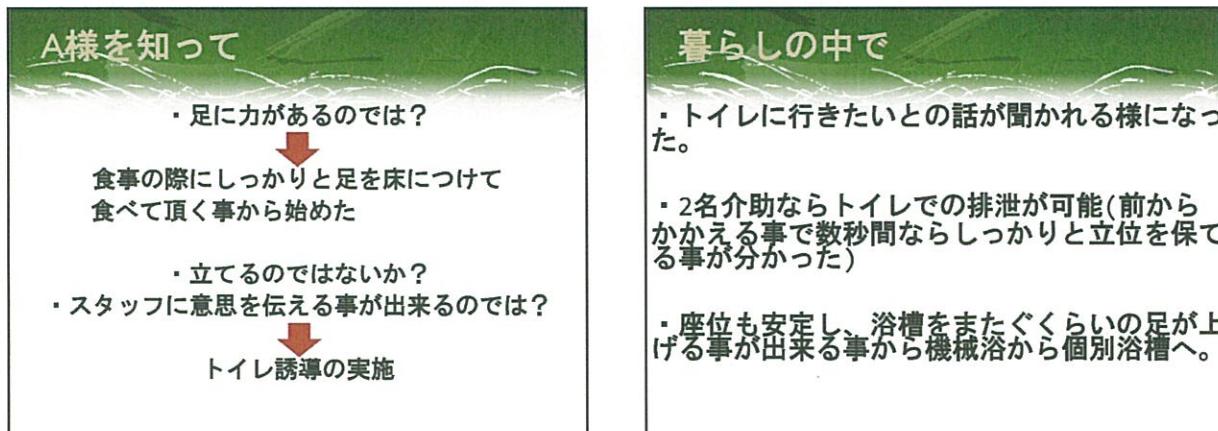
A様の事例より・・・



入所時の様子として・・・

立ち上がり⇒不可
排泄⇒紙おむつ使用でパット交換
尿意、便意⇒なし
入浴⇒機械浴





1週間後

- ・ベッド上に横にならされている際には、身体を向いた方向からご自分で逆をむく事は少ない
- ・夜間の排泄時間の決定尿量が多い時間帯、少ない時間帯の把握出来た

↓
本人様の生活リズムに合っていなかった

自分の気付きとして・・・

- ・その方を知る事
- ・状態が良くなったからそれでよしではなく、その状態に合わせて次のケアの検討をその都度していく事
- ・事故が起きた時には動きを制限するのではなく、原因を考え検討を行う事

自分の役割として

- ・身体拘束廃止については・・・

↓
その都度検討し、根拠、原因を追及し、ケアを考え
きちんとスタッフが説明できる事
・検討の際は・・・
↓
ユニットだけでなく、他部署にも協力、アドバイスを頂く事 ※困ったら仲間に相談し、皆で進めていく事

まとめとして

最後に・・・

※柵は動きを制限する為に使用する物ではない。

- ・使用するなら立ち上がり、移行、移乗時の道具として・・・
- ・検討と根拠を持ち、正しい使用を・・・

ご静聴ありがとうございました